

第5回

経済環境小委員会会議録

平成16年1月22日（木）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第5回 経済環境小委員会

○日 時 平成16年1月22日(木) 午前9時30分

○会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター2F 第1会議室

○出席委員(9名)

委員長	井浪 清	木曾川町議会議員	副委員長	木村 貞雄	一宮市議会議員
委員	北岸 節男	尾西市議会議員	委員	大島千恵子	一宮市学識経験者
〃	佐野 豪男	一宮市学識経験者	〃	吉田 弘	尾西市学識経験者
〃	上田 芳敬	尾西市学識経験者	〃	五藤 和吾	木曾川町学識経験者
〃	五藤 久佳	木曾川町学識経験者			

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議経環第 8号 公共的団体等の取扱いについて

(2) 提案事項

協議経環第 9号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

協議経環第10号 その他事業

3. その他

経済環境小委員会の日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

皆様、おはようございます。おそろいになりましたので、ただいまから「第 5 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 経済環境小委員会」を開催いたします。

本日の出席状況は、委員総数 9 名全員がご出席となっておりますので、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、井浪委員長さん、よろしくお願いいたします。

○井浪 清委員長

皆さん、おはようございます。本日の出席、大変ご苦勞様でございます。経済環境小委員会に付託されました提案事項は、皆様方のご協力によりまして着々と消化いたしまして、あとは今日出てくる 2 点だけでございますので、この後事務局から説明を受け、協議していただいた後、持ち帰り願い、次の小委員会のときにまた適切なご決定のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから始めさせていただきます。

協議事項第 8 号、公共的団体等の取扱いについてにつきまして議題とさせていただきます。

資料の 1 ページ、資料 1 をお開きください。

お持ち帰りになり検討された結果、ご意見・ご質問等ご発言していただくこととなりますが、その前に、第 4 回の小委員会で宿題事項となっております補助金の対象団体、農林水産、商工観光、環境でございますが、お手元に資料が配付してございますので、これを参考にしながらご意見等よろしくお願いいたします。

何かご質問等ございますか。今配付資料見ていただくだけで、すぐ質問等もないのかもわかりませんが、参考にさせていただき、何かご意見・ご質問等ございましたら。

大島委員さん。

○大島 千恵子委員

質問とか、そういうものでなくてもよろしいのでしょうか。

○井浪 清委員長

はい、どうぞ。

○大島 千恵子委員

今日いただいた資料にあります一宮市女性農業者会議の現状とといいますか、活動事情をちょっとお話ししてもよろしいでしょうか。

○井浪 清委員長

お話しされるわけね。

○大島 千恵子委員

どんな団体か、何をするかということなのです。

○井浪 清委員長

お尋ねされるわけ。

○大島 千恵子委員

いえ、いえ。

○井浪 清委員長

大島さんが説明されるのですか。

○大島 千恵子委員

そうです。

○井浪 清委員長

それでは、簡潔にひとつお願いします。

○大島 千恵子委員

よろしいですか。ただこうして見ていただくだけですと意外にご理解いただけないのではないかと思いますので、事実、私も一宮市女性農業者会議の一員でございまして、これは木曾川町の方の例で言いますと生活改善グループがもとでございまして。現在も過去も3団体、同じように活動はしております。

それで、最初は「生活改善グループ」という、姑さんから譲り受けたグループ活動でして、この「一宮市女性農業者会議」という名前に変更したのはまだ本当に5年ぐらい前でございます。それで、そのころは生活改善、本当に字のごとく生活を改善するという活動でした。ですが、今現在といたしましては、私たち一宮市女性農業者会議のみでございまして、今はもう生活は改善する必要がないと。それで、今まで培った女性農業者としての何か活動ができないかということで、おかげさまで私も農政委員会の方などに参加させていただき、水田経営確立対策事業の中に景観形成対策があるという、そういう協議事項を参考にいたしまして景観形成対策に取り組もうということで、これ5年目になりますが、行っております。

それで、それがもともと、小学校の通学路におきまして50アールの水田経営土地対策事業に余る土地がございましたので、お米がつくってあれば何とも私たちもそんなことは思いませんでした。荒れ地でしたので、これを女性の力で何とか花を咲かせたらどうか、子どもたちの毎日通う通学路ですので、そういうためにも環境のためにいいのではないかとということで取り組んでいくことになりまして、事実これが5年目になります。

それがそのことだけではなくて、学校の教育の面にも参加させていただくことに今現在なっております。女性の生きざまを是非学校としては子どもたちに見せてほしい、一緒に活動してほしいという要請もありまして、野菜づくりとかお米づくり、また学校のお豆腐づくりとか、自分たちでつくった大豆でお豆腐づくりしたり、みそづくりをしたりして、教育の一環として受け入れていただいております。私たちのグループ、女性農業者会議のグループがそういう活動をお引き受けしているような状態なのです。今、子どもの教育についても、やっぱり食というのは生きるための大切な教育になるということを学校の方もご理解いただいておりますので、こういうことに今もう本当に改善どころではなくて、教育にまで私たちは参加させていただいているということを皆さ

んにお知りいただきたいと思ひまして。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

ほかにご質問等ございますか。

北岸委員。

○北岸 節男委員

いただいた今日の資料の中で2市1町に共通する項目が幾つかあって、その項目の補助金額が仮に人口比で見ますと全然その比に沿っていないというさまざまな団体があるのですけれども、この表からだけでは、なぜかという疑問が湧きますが、その辺の説明はできますでしょうか。例えば商工観光なんかの項を見ますと、毛織工業組合もそうですし、尾州の綿スフ織物工業組合、ここらあたりの補助金のあり方がまちまちではないかという気がいたしますが、このあたりはどのようなになっているか、ご説明願えますでしょうか。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○野村 治男商工観光分科会長

一宮市の野村でございます。

ただいま北岸委員の補助金のことについてお答えをさせていただきます。

ここに掲げてございます補助金につきましては、組合等の受け皿となっておりますが、すべて事業補助というご理解をお願いいたします。例えば今お話ございました尾州綿スフ織物工業組合17万1,600円でございますが、この事業につきましては一宮市の方に補助メニューがございまして、人材育成というか、講習会等を開かれたものに対する事業補助というようなご理解をお願いいたします。それが受け皿として尾州綿スフの事業としてやられたものについては20%以内でお支払いしているものというご理解をお願いいたします。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

北岸委員、どうぞ。

○北岸 節男委員

ですから、私はこの違いを聞いているわけでありまして、講習会を開いた人件費を補助しているのだと、20%ね、それはわかりますが、2市1町共通性はその事業に対してないということなのではないでしょうか。そういったあたりもご説明をしていただくとわかりやすいと思いますが、ざっと今丸をつけたのですが、農林水産関係で愛知西農業協同組合、それから木曾川漁業協同組合、それから、木曾川町は対象になっていませんが、職業訓練協会、尾西毛織工業協同組合、それと今の綿スフ織物工業組合ですね、その下の撚糸工業組合、尾西化合織貿易振興会、これについても実態と補助金額の違いの内訳というか、理由をご説明願えませんでしょうか。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○野村 治男商工観光分科会長

説明不足で申し訳ございません。先ほど尾州綿スフ織物工業組合につきまして、これは、繊維産業高度化推進事業補助金というメニューが一宮市にございまして、他の市町につきましてはそのメニューがなかったというようなことで、組合の方には出していない形になっているというご理解をお願いいたします。

それから、それぞれのメニューにつきましても、受け皿が組合になっているものでございますが、実質は一宮市のそれぞれのメニューにおいて支出した補助金でございますので、そういうような形でご理解をお願いいたします。

○北岸 節男委員

すみません、頭悪いので、今の説明ではわからない。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○山口 善司幹事長

私、尾西市、木曾川町の関係は承知しておりませんので、このあたりは尾西市、木曾川町からご回答願いたいと思います。

まず、一宮市のケースでご説明させていただきますと、補助には、ご承知のように、事業に対する補助と、それからその団体に対する運営補助と申しますか、大ざっぱに言って、この2つに分かれるかと思えます。一宮市の場合は、このメニューの中で団体の運営費的な補助と申しますか、例えば定額的な補助、その団体を運営するために必要な補助として出しておりますのは、基本的に例えば一宮市のメニューでいきますと、一番上の4Hクラブ、これは事業に対するものもありますが、大体これは定額で助成をしているものでございます。

それ以外は、例えば農業協同組合、これは事業に対する、例えばこの年でいきますと、農薬使用というのですか、農家に対して集中的に農協の方で稲を育てて出荷するわけです。そのときに、農薬を公害防止的な意味も含めまして処理する、各家庭で行いますと、それぞれ消毒して稲を植えつけられますけれども、その前段階として農協で集約して消毒作業を行います。そういう公害防止的な事業に対するものでございます。それから、畜産農業組合につきましては、鶏だとか牛だとか、こういう畜産関係の予防接種に対する接種料の一部を助成している。

基本的に大体ほかの方も、見ていただきますと、あと、例えばぴったりしているもの、一宮市地方労働推進協議会、それから、その下の尾張西支部。上の方、地方労働推進協議会170万円、これは主にメーデー等、一部そういう事業に対するものでございますが、大体定額的なもの。その下の尾張西支部も大体これは定額的な形ですね、一定の事業に対して定額的な補助をしている。それ以外のものにつきましては、毎年、これは市のメニューで事業が決まっております。その事業に対する補助として、たまたまそれは組合

でまとめていただいて支出しているということで、基本的に大体一宮市の場合はすべてそういう事業に対する補助と。組合を運営するための補助というのは今言ったごく限られたものでございます。一宮市の場合はそういう形態でここに計上させていただいております。

○井浪 清委員長

どうぞ。

○時田 満稔産業環境副会長

尾西市の産業環境部の時田と申します。よろしく申し上げます。

尾西市の補助の内容等についてご説明させていただきます。

尾西市につきましては、農林水産、商工観光につきましては基本的には組合に対する運営補助ということで補助金を出しております。その中で、商工観光の下から2つ目、尾西市商店街連合会への補助でございますが、これにつきましては、事業費に対する補助を行っております。

それから、もう一点、農林水産の関係でございますけれども、尾西市猟友会に補助をさせていただいております内容でございますが、これにつきましては有害鳥獣の関係ということでカラスの捕獲を行っていただいているものでございます。これにつきましては、たまたま51万2,000円となっておりますけれども、これも捕獲器の製作費、これが中に含まれておりますので、こういう形になっているものでございまして、基本的には組合の運営に関する補助ということを前提で行っております。

以上です。

○井浪 清委員長

木曾川町。

○日比野 和夫農林水産分科会長

木曾川町の経済課長をしております日比野でございます。よろしく願いをいたします。

木曾川町で農林水産の関係でございますけれども、木曾川町生活改善グループにつきましては定額の補助をしております。愛知西農協につきましては、これは生産調整に伴います農協の団体推進費ということで県の補助を間接補助させていただいているものでございます。続きまして、木曾川町玉葱採種組合につきましては定額補助。また、木曾川町オペレーターグループにつきましても定額の補助をしているものでございます。

続きまして、商工の関係でございますけれども、木曾川町商工会につきましては事業費の補助をしているものでございます。続きまして、尾北毛織工業協同組合の関係につきましては、貿易振興事業としまして国内の見本市に参加される、尾北毛織物の会員の中で積極的にそういう見本市に出展をされる方に対しての補助をするものでございまして、これにつきましても定額補助をしておるものでございます。また、消費生活学校のすみれ会につきましても同じく定額補助をしているものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○井浪 清委員長

北岸委員、どうぞ。

○北岸 節男委員

要するに、早い話が名称は一緒でも全く横の連絡も何もないと判断すればいいわけですね。それを前提としまして、調整方針のところを読みますと、「合併時に統合・再編する」云々とかありますが、前回のときも話を少ししましたですけれども、それぞれ独自の活動をしているというようなことになると、これは統合・再編といっても大変な作業になってしまうのではないかという気がしますけれども、その辺の中身の突き合わせで、これはこうするという具体的な踏み込んだ論議というのは事務方の方ではどのようになさっているのかをお聞きしておきたいと思います。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

前回この公共的団体等の取扱いについてご提案申し上げたときに、行政側の方が合併するからといって、民間の方、任意の団体がたくさんありまして、これも行政が合併時に統合をなささいといったことは言えないと申し上げました。それぞれの団体の事情もございしますので、できるだけ速やかに合併をしていただきますのが望ましいあり方ではあると思いますが、統合・再編については各団体の自主的な判断、ご協議にゆだねていきたいと考えております。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

北岸委員、どうぞ。

○北岸 節男委員

老婆心ながらですが、今朝の中日新聞の例を見ますと、今、伊神さんがおっしゃった各団体自主的にということでお任せしておいて、てんやわんやになってしまった例が挙げられてありましたが、この辺は付かず離れずといいますか、行政主導ではないですけれども、一定のアドバイザーといいますか、そういった役割をしていかないと、新聞の例のようになってしまう恐れもあるだろうと思いますので、うまく調整していただきたいと思います。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。是非参考にさせていただきたいと思います。

ほかにご質問等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○井浪 清委員長

ほかにご意見等がないようでございますので、協議事項の第8号の調整方針につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

異議なしと認めます。

協議事項第8号は原案のとおり承認されました。

次に、提案事項に移りますが、資料の2ページ、資料2をお開きください。

それでは、協議事項第9号の協定項目8、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて議題とさせていただきます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

それでは、お手元の次第、2ページをお願い申し上げます。

協議経環第9号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目第8号）でございます。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

調整方針を読ませていただきます。

（1）尾西市および木曾川町の農業委員会は、一宮市の農業委員会に統合するものとする。

（2）尾西市および木曾川町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、一宮市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

恐れ入りますが、附属資料の方をお願い申し上げます。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの附属資料でございます。

はねていただきまして、1ページをお願い申し上げます。

表の頭から区域面積、農地面積あるいは農家戸数を掲げさせていただきました。今ご提案申し上げました農業委員の在任特例の話につきましても、次の委員数というところがございます。一番上に掲げられています選挙委員、ここの尾西市、木曾川町の委員が対象になるといったことでもございまして、編入合併に決まったわけでもございますから、一宮市の選挙委員30人はそのまま在任と、尾西市、木曾川町の20人、15人の選挙委員につきましてもは在任特例を適用させていただきまして、一宮市の委員の任期までそのまま35人が農業委員のまま在任するといったご提案を申し上げます。

次に、その下にございます1号委員、これは農協の推薦による委員でございます。それから、2号委員、これは議会の推薦の委員でございます。この方たちの尾西市、木曾川町のそれぞれ委員は失職となってまいります。

任期につきましてもは、平成14年7月20日から17年7月19日までといったことで2市1町一緒でございます。

その次に、参考といたしまして、現在のそれぞれの2市1町農業委員の報酬を掲げさ

せていただきました。これは参考に掲げさせていただきました。

次に、2ページでございますが、農業委員の任期の取扱いのことについて合併特例法の特例を掲げさせていただきました。上段が原則でございますので通常ならば編入される市町村の委員はすべて失職でございますが、下段の方を見ていただきますと、特例をとらせていただきまして、定数といたしましては編入する市町村の従前の定数、一宮市が30人でございますので、これは30。それから、協議により40を超えない範囲で定められた数となっておりますので、尾西市、木曾川町、両方足しても40に達しません、35名でございますので、そのまま残任いただくといったものでございます。

すみません、順序が逆になりました。残任をしていただく理由でございますが、このままもし2市1町合併して尾西市、木曾川町の農業委員がすべてご失職なさるといったことになれば、尾西市や木曾川町の地域に係る農地の現況や特有の事情を編入する一宮市の委員がすべて理解することは困難であろうといったことをもちまして、在任特例を適用するものでございます。

はねていただきまして、3ページには、今の2ページに書かせていただいた原則と在任特例をまた図示したものをつけさせていただきます。4ページにおきましては、農業委員会等に関する法律の抜粋。あるいは、5ページにおきましてはこの施行令。それから下段におきましては、市町村の合併の特例に関する法律で農業委員の任期に関することが8条に書いてございます、それをつけさせていただきます。6ページにおきましては農業委員の取扱いの先進事例を掲げさせていただいております。

私からの説明は、以上でございます。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局より農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

佐野委員、どうぞ。

○佐野 豪男委員

ちょっと質問しますが、今の農業委員会の主な仕事ですが、近所の農業やってみえる方に聞きましたら、農地転用ですか、そういうことの審査をするのが主な仕事と聞きましたが、そのようなことでしょうか。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

農業委員会の主な仕事、今、佐野委員さんがおっしゃったとおりで、いわゆる農地転用でございますね。農地を宅地とか、その他の地目に変更する場合の許可が必要になってまいりますので、それらの事務、あるいは農地の権利移動といったことで農地の貸し借りや売り買い、そういったことに農業委員会や県知事の許可が必要になってくるといったことでございますので、概ねそのような仕事をしている団体ということでご理解を

いただきたいと思います。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

佐野委員、どうぞ。

○佐野 豪男委員

1 ページに「任期」とありますが、平成17年7月19日までと、こういうことでございますので、今私ども合併協議しております目的が17年3月合併ということでございます、ほとんどその4カ月後が任期になっております。それで、私はこの原案どおりでいいと思います。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんか。

北岸委員、どうぞ。

○北岸 節男委員

一宮市、木曾川町の実態を私は存じ上げませんので何とも言えませんが、できることなら農業委員会の現実の活動実態と申しますか……。その前に、組織が農地部会と農振部会になっているのではないかと思います、組織のあり方ですね。と同時に、その活動実態をもう少し教えていただきたいと思います。尾西市の場合、私は承知しているつもりでありますけれども、ほかは承知しておりませんので、実態を説明してほしいと思います。

それと、先程の委員の中の1号委員と2号委員が合併時に失職するということですが、これは先ほどの話に連なりますが、尾西市の場合ですと2号委員といえども実は議員は入っておりません。それは、言ってみれば、慣習的に地域に割り振る形で議会選出分を割り当てているというのが実態なのです。そうしますと、農業委員をやっていただいている方々そのものは選挙選出と議会選出ということで必ずしも意識の中では区別ができていません。片や失職、片やそのまま適用を受けるということは、恐らく尾西市の農業委員の中には違和感が発生してしまうのではないかと思います、その辺の論議はどのようなになっているのか、お教えいただきたいと思います。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○長谷川 武農林水産副分科会長

一宮市の農業委員会の事務局長でございます。

今、各市の農業委員会の活動状況の実態というお話がございましたが、一宮市の農業委員会につきましての現状でございますが、委員ご指摘のとおり、農地部会と農政部会の2つに分かれて活動しております。毎月の集まりは、農地部会、農政部会が連合したような形で連続して開催をいたしております。農地部会の業務は、先ほど事務局の方からもございましたが、いわゆる法令業務が主でございます、農地の権利移動許認可、

農地転用の許認可等でございます。ほかに、農業委員会の仕事といたしまして、市の農政部門との連携がございます。各種の業務がございまして、例えば農業者の利益の代表機関としての農地の利用調整等、そういった業務を市の経営改善支援センターとの連携により行っておりまして、以上の2つ複合した業務が農業委員会の業務でございます。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

どうぞ。

○戸村 潤二商工観光副分科会長

尾西市の戸村と申します。よろしくお願いたします。

北岸委員さんの尾西市の状況は把握はできているということでございますが、毎月、総会を開いて、先ほどの話が出ました土地の権利移動等についてご協議して、いろいろな決議の協議をお願いしております。その他は、一宮市の長谷川課長のとおりでございます。先ほどの2号委員の関係につきましては、おっしゃるように、議員さんお1人も委員ではないわけございまして、他の委員の説明等についてはまだしておりませんので、北岸委員さんのおっしゃるように、違和感があるのかもわかりませんが、それら等についてはまだ協議をいたしておりませんので、今後、ご意見があれば、お話をさせていただくという方向になろうかと思っております。

○井浪 清委員長

木曾川町、どうぞ。

○日比野 和夫農林水産分科会長

木曾川町の経済課長、日比野でございます。

木曾川町の農業委員会としましては、月1回総会を開催させていただきまして、権利移動等のご審議等をさせていただいているわけでございます。先ほど来からご説明ありますように、私どもとしては農政部会、農地部会の部会というのは引いていない状況でやっております。それから、2号委員さんにつきましては、木曾川町につきましては、尾西市さんと同様、町会議員は入っておりませんので、よろしくお願をいたします。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

北岸委員さんの方から2号委員さんの取り扱いについてといったことございまして、事務局から総括で法的な関係も含めながら、ご説明申し上げたいと考えております。

まず、先ほどお配りしました附属資料の5ページをお願い申し上げます。

5ページの一番下でございます。市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）となっております。農業委員会の委員の任期等に関する特例でございます。第8条でございます。ここで特例が認められているのは、第8条の頭の方で書いてございまして、「市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員」云々と書いてございまして、今回の合併にかかわる在任特例というのは

選挙で選ばれた委員しか対象にならないということでございます。

戻っていただきまして、4ページをお願い申し上げます。

蛇足的な説明になるかもしれませんが、農業委員会に関する法律（抜粋）でございますが、その横にあります第12条でございます、（2）の「当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内」といったことで、5人と決められております。ですから、現状、編入する一宮市の2号委員が5人でございますので、今の2つの法律を突き合わせれば、尾西市、木曾川町の2号委員の方については失職やむなしといったことしか考えられません。

ただし、北岸委員さんおっしゃいましたように、委員さんの中で私は何号委員という認識のある人は多分なかろうかと思えます。ですから、ここの協議の中でこれがお認めいただければ、それぞれの市町の農業委員会の担当部局から農業委員さんに対してこうこういう事情であるといった具体の詳細な説明はしていくべきであろうと考えております。

以上でございます。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

北岸委員、どうぞ。

○北岸 節男委員

読んでいて少しわからなくなってきたところがありまして、4ページの第34条の2号なのですが、2段目のところに「当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし」云々とありますね。これは今、伊神さんが説明して下さったこととどのように接続するのですか。「従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし」云々とありますが、これはどういうことなのでしょう。

○井浪 清委員長

事務局課長、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

これは、先ほど調整方針の（1）に書かれてございます「尾西市および木曾川町の農業委員会は、一宮市の農業委員会に統合する」といったことございまして、一宮市が尾西市及び木曾川町エリアを包括して1つの農業委員会とするといったことご理解いただきたいと思います。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

はい。

○北岸 節男委員

さて、そこからですが、こう言うと語弊があるかもしれませんが、事は尾西市に限らせていただいて話をした方がいいと思いますので限らせていただきますが、実態として私は農業委員会そのものが非常に形骸化していると認識しております。事実上、農地転

用の申請が出されて、これに目を通すという程度のことで、許認可は県知事の許認可をもってこれを認めていくわけですから、では何をやっているのだという、正直な話、素朴な疑問を実はずっと持っております。

これは私だけではないものですから、尾西市としましては農業委員の定数を見直そうということで、何年前でしたか、定数を減らしました。それは継続してさらに減らしていく方向でありましたですけれども、この4年ほどやや頓挫をいたしました。活動実態、説明をしていただきましたが、正直な話、出された申請に目を通して、それぞれが了解する程度で、非常に形骸化されてしまっているというのが私は実態ではないかと思っております。

尾西市の場合はある事件がありまして、その反省に基づいて、もう少しぴりっとしなければいけないということで、実際に権利が移動する際、具体的にどこがどうなるのだと、これを農業委員の方が出向かれて調査をされる。形骸化から少し前進しているわけですが、しかし、それでも私は農業委員そのものが地域から割り振って選出されてくるものですから、相互にどうしても厳しい意見が出しにくい。農業委員といえども地域に生活する人間であるという立場で、法令適用等を厳しくすると、その地域からどうしても批判を受けて浮いた存在になります。この辺、非常に難しい立場に農業委員が立つわけですね。

こういったことを合併を機に実際にどのように農業委員会はあるべきだというようなことを、農業委員そのものを認識していただいて、将来的にどういう形でやっていくのか。なれ合いの場をできるだけ排除していかないと、先ほど言いましたように、形骸化していく方向へ行ってしまうと思います。こういったことに対する農業委員そのものの自浄能力というものが非常に私どもでは問われた時期がありました。現在の農業委員さんの中にも、そういったことをきちんと認識していらっしゃる方もいますが、認識していらっしゃらない方も非常にお見受けするというのが実態なのです。

ですから、言ってみれば、先ほど2号委員の失職云々の話をなぜ出したかという、結局、地域割り振りをして選挙をやめよう、選挙なんかないように割り振ってしまうのですよ。では、それはどういうふうに割り振るのかというと、もし仮に選挙になったとき困るから、選挙権を有する会員数の少ないところに議会選出枠を当てましょうと、こういう非常に作為的なことをやって、農業委員を決めているのです、我々尾西市の方は。ですから、先ほど申し上げました違和感が発生するだろうということになるわけですね。これが尾西市の実態です。一宮市、木曾川町はどんなふうになっているのか、これもお聞きしたいところでありますけれども、この合併を機に農業委員の定数の見直し等、そういったことはもう視野に入っているのか入っていないのかを少し説明していただきたいと思います。

○井浪 清委員長

事務局課長、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

現在、提案させていただいているのは、現状の農業委員がこうであり、合併により通常でいけば失職なさってしまう、選挙で選ばれた委員が失職されてしまうといったことを在任特例でいかがというふうに提案したまだ現状でございます。今後の農業委員会あるいは農業委員のあり方につきましては、まだ協議している段階ではございません。ただし、今、北岸委員さんおっしゃったことは、当を得た発言かなという気もいたしておりますので、現在、この会議に農業委員会所管の課長がすべて出ております。今、北岸委員さんの発言をよく心にとめて、今後の新市の農業委員会のあり方について参考にさせていただきながら協議を進めてまいりたいと、かように考えています。

○井浪 清委員長

ほかにございますか。

大島委員さん、どうぞ。

○大島 千恵子委員

私も北岸委員さんがおっしゃることが本当にしみじみと理解できるのですが、せっかくですので、この合併を機に活動も農業振興に寄与されるという、そういう立場に農業委員はなっていたらと思いますし、人数は、農業は本当に大切でございますので、きめ細かな願いが届くには大勢いただくのが私はいと思います。ですので、そういう活動の顔が見えるような農業委員でしたら、人数は多く決めていただいて。農業は、これからはまた特に大切ではないでしょうか。よろしく願いいたします。

○井浪 清委員長

ほかにございますか。

北岸委員、どうぞ。

○北岸 節男委員

報酬が特に木曾川町が年額でお決めになっていて非常に差が大きいなと思っております。むしろこれは、非常に申し上げにくいことではありますが、行政に関連するさまざまな委員会委員、審議会委員等がありますが、特に農業委員の場合は、ほかになんか例があるか、今思いつきませんが、結構な高額ではないかと、尾西市も一宮市も、そんな気がいたします。

報酬に関しての意見というのは非常に言いにくいのですが、これを言うと議員報酬にも遡りますものですから、どこが適切、妥当であるのか、この線引きは非常に難しいと思うのですが、先ほど申し上げました、非常に農業委員会の実態そのものが形骸化しています。本来の農業振興に関する研究その他がもっともっと進むといいなと私も思っていますが、実態は農地転用に関する手続をやっているだけです。この実態に照らし合わせた場合に、報酬は他のさまざまな、例えばこの合併協議会小委員会等もそうなのですが、これと比べて抜けて高額ではないかなという気がいたしますけれども、合併に際しては報酬等のあり方はどのようにしていこうとお考えなっているのか、もしくはまだ審議をしていないのか、ご意見を聞かせていただきたいと思います。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

先ほど私、農業委員の報酬のところでも参考ということで掲げさせていただきましたと説明をいたしました。そもそも特別職も含めて議員さんあるいは農業委員さんの報酬につきましても、特別職の報酬等審議会というものが各市町ありまして、そこで議論をされ、答申を受けて、市長・町長が議会に条例を提案し、決定されるというシステムに、仕組みになっております。今、現状、総務文教小委員会で議会の在任特例が認められ、それぞれの議員さんの報酬をいかにするのかといった議論がされておりますが、これにつきましても総務文教小委員会で決定するのではなく、そこで小委員会としての方向性を見出す、それを最終的に特別職の報酬等審議会ですべてを参考にいただき、議論され、決定されるものであると考えております。

ですから、この農業委員会の委員報酬におきましても、ここで議論を私どもはする予定はございません。あくまでも参考にとどめさせていただきました。特別職報酬等審議会では、実は一宮市の場合には農業委員の報酬を特報審にかけるわけではなく、特報審は特別職と、それから議会の議員の報酬を審議するのみであり、その決定を受け、そのほかの委員さんあるいは審議会委員さんの報酬につきましても、それを参考にしながら決定していくといったことですので、今後の新市の農業委員さんの報酬についてもその規定を踏みながら特報審の意向を踏まえて決定されていくものであるというふうに考えております。

○井浪 清委員長

北岸委員、どうぞ。

○北岸 節男委員

まさにそのとおりだろうとは思いますが、実は議会も首長も、報酬の額を云々するという事は非常に苦手な部類のことだろうと思っております。ですから、ほかのさまざまな特別職等の報酬と違いがあっても、だれも指摘しないということになっていってしまう。お手盛りとは言いませんが、つつい他と違和感があっても、それがそのままやり過ごされてしまうというのが私は実態ではないかと思うのですけれども、議員も首長もこういったことに対して切り込むことに非常に勇気が要るのですね。事務方、それは我々検討しませんと言われると、どこも検討しないということになってしまうのですね。私の考え方は私1人ではないと思いますが、意見が伏在したままになって、おかしいなと思いつつ、どこにも上がってこないという状態が続いてしまう。

そういった状態を前提として、合併を機に、ほかとのバランス云々を勘案して俎上にのせるということをしなないといけないと思います。これについてはどなたか、どう思われるのか、ご意見なりいただきたいと思っております。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○山口 善司幹事長

一宮市の助役です。

今、たまたま農業委員の話が出ました。実は、一宮市議会におきましても農業委員の報酬について質問もございまして、見直しをいたしました。一宮市の報酬のところを見ていただきますと、2号委員だけかなり低くなっております。これは、議会の議論の中でやはり農業委員の活動日数、いろいろな面を踏まえまして、以前は一般委員2万7,000円と同額ございましたけれども、活動実績等、例えば報酬をある程度決めてくる場合、一番の基礎の数字は、古い話でございますので、この辺はわかりませんが、前回特報審をやった段階においては、例えば監査委員というのがかなり拘束日数は多い。あと、農業委員はそれに比べてどのくらいの活動日数しているのか。そういう中からいろいろと、議会の議論も踏まえて、そういう日数を見て、このような形で引き下げてきたと。

これは各委員ごとにすべてこういう形をやるかどうか、なかなか難しい部分もございます。ただ、一宮市の場合ではこういう議会において、そういう議論ございまして、農業委員については一部引き下げもしていたという経緯がございます。ただ、今後の報酬のあり方については、やはりどうしても過去からの、今言われましたように一定のルールで当初決まった。これは他の団体とのバランスだとか、そういうもの。それから、中には活動日数が当初よりも増えてきているということで、報酬は全般的引き下げの中で引き上げたものも中にはございます。これは活動実績、そういうものはやはりある程度参考にしながら、あと他とのバランス、この言葉がいいかどうか、ちょっと別でございますけれども、他市とのバランスと申しますか。報酬を決定する段階においてはこれは必要ではないかということ、事例も含めまして、そのあたりご説明をさせていただきました。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

かなりこれ意見が出ておりますが、提案事項でございますので、北岸委員さんの先ほどの意見等を参考にさせていただき、2月16日の第6回の小委員会でもたご検討いただくと、こういう形にさせていただきます。

ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井浪 清委員長

なければ、次回までにおまとめいただきたいと思います。

続いて、資料の3ページ、資料3をお開きください。

それでは、協議事項第10号、協定項目23-29、その他事業につきまして、議題とさせていただきます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

資料の3ページをお願い申し上げます。

協議経環第10号、その他事業について（協定項目第23-29号）。

その他事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

調整方針でございますが、競輪事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするさせていただきます。

協議附属資料の方をお願い申し上げます。一宮市におきまして、ご存じのように、競輪事業というものを開催いたしております。この事業をここでご説明申し上げ、新市においても引き継ぐということでご理解を賜りたいといったものでございます。

はねていただきまして、1ページでございますが、14年度の競輪開催回数、日数、あるいは入場者数、それから車券の売上金等々を書かせていただいております。

それから、2ページにおきましては、競輪開催のもとになります自転車競技法の抜粋をつけさせていただきます。

3ページにおきまして、当然のことながら競輪事業というのは特別会計でございます。14年度の決算調書、総括表をつけさせていただきます。

それから、4ページにおきましては、平成14年度の開催事業状況といったことございまして、車券の売上高あるいは電話投票、それから入場人員等々を掲げさせていただきます。

最後のページになりますが、5ページでございます。競輪施設整備事業基金の推移あるいは一般会計繰出金の状況といったことで掲げさせていただきます。特に、一番下でございますが、一般会計繰出金の状況といったことで平成5年度からの状況を掲げさせていただきます。見ていただいたとおり、平成5年度は18億円ということでしたが、少しずつ逡減といえますか、下がってきておる状況でございまして、平成14年度は4,000万円といった状況でございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

○井浪 清委員長

ただいま事務局よりその他事業、競輪事業でございますが、説明がございました。これもご意見、ご質問等ございませんか。

佐野委員、どうぞ。

○佐野 豪男委員

順番にちょっと質問したいと思いますが、まず最初に、今、一宮市だけで単独で開催されていると思いますが、数年前まで他の市町村との共催をしてみえたように思うのですが、それはいつまででしたか。また、よそがやめられたその理由を教えてください。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○青山 聖次収益事業分科会長

私、一宮市の競輪事業課長の青山でございます。よろしくお願いたします。

最初のご質問でございますが、尾張7市3町の競輪組合が撤退をされたのは平成11年度末でございます。それ以後、12年度より一宮市の単独で行っています。それから、撤

退をされた理由でございますが、7市3町競輪組合の場合、一番大きな理由は、やはり一宮市の競輪場を借りて事業を運営していたということで施設使用料、これを当時5%ぐらい払っていたと。最終的に撤退される11年度は施設使用料が売上げの3.5%という数字でございました。非常にこれが大きな負担になっていたのではないかと思います。それが撤退の一つの理由ではないかと思っています。

○井浪 清委員長

佐野委員、どうぞ。

○佐野 豪男委員

先ほど伊神さんから説明がありました一番最終ページの繰出金が平成5年度は18億円あった、14年度は4,000万円と、大変な減り方です。売上げがそれだけ落ちてきていると思うのですが、いわゆる損益の分岐点ですね。100の売上げに対して25%が粗利益だと思いますが、損益分岐点はどこら辺の売上金額になりますか、教えてください。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○青山 聖次収益事業分科会長

競輪事業の仕組みを少しお話しさせていただきますと、運営に対しましては車券の売上げ、これの75%が払戻金ということで、勝者、当たった方にお支払いをします。残りの25%が私ども職員の人件費、それから従事員の人件費、また選手の賞金、その他運営一般、こういったものに充てるわけでございます、その残りが純収益ということになりまして、その収益を一般会計の方に繰り出しさせていただいております。

それで、先ほどのご質問の中の損益分岐点でございますが、13年度は既に終わっております。このときの損益分岐点は1開催6日間で15億5,000万円余、この程度売らないと、収支とんとはならないというような状況。それから、14年度におきましては、1開催で13億6,000万円余でございます。また、15年度におきましても大体同じような数字で、13億1,000万円余というような数字が出ております。1日に直しますと、大体1日の売上げが2億1,000万円程度ないと収支とんとはならないということでございます。

○井浪 清委員長

佐野委員、どうぞ。

○佐野 豪男委員

今、15年度もう終わろうとしておりますが、15年度はオールスターがありましたね。ですから、14年度よりも数字はいい数字が出るかと思いますが、16年度以降はどんな見通し立っていますか。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○青山 聖次収益事業分科会長

資料の中にも一般会計への繰出金というのが非常に少なくなっております。しかし、

今年オールスターをやらせていただいたということで多少の収益があった。これを次のオールスターの年ですね、こういったところまでやはりつなげなければいけないというようにも考えておりました、一般会計への繰出金はできるだけ14年度の4,000万円程度の数字を考えているわけでございます。

○井浪 清委員長

助役、どうぞ。

○山口 善司幹事長

競輪事業でございます。もう少しこの資料で5ページの最下段の一般会計の繰出金の状況ということで、実は平成11年度まではその利益をほとんど一般会計に出しておりました。12年度以降は、やはり現下の厳しい売上状況、それから従事員のリストラ等々を行っていく必要があると。賃金単価はかなり下げってきております。ただし、まだ従事員数が多いということで、平成何年だったか、ちょっと記憶ございませんが、100人単位でリストラを行いました。まだこれからもそういう形で一定数まではリストラをしていかなければならないということで、その財源といたしまして12年度以降は利益の3分の2は競輪の方の基金に積み立てて、そういう財源に充てていると、3分の1を一般会計に繰り出すというルールをつくりました。

従いまして、例えば12年度でいけば、大ざっぱにいきますと、12年度は、3億9,000万円、13年度は、この3倍ですから2億4,000万円、14年度は1億2,000万円の利益があったと見ていただければいいかなと。ただ、実際にはその年度で多少繰越金等の関係がございまして、厳密な数字でいけば、違ってきますが、大ざっぱに言うと、そんな考え方を持っていただければいいのかなと。

今後の見込みでございます。16年度以降、最近の車券の売り上げ額はずっと下がってきております。先ほど損益分岐点という数字も出ました。ただ、これも大ざっぱな数字でございまして、競輪にはそれぞれいろいろなランクがございまして、選手賞金もそのランクによって変わってきます。例えばS級のレースになれば、選手賞金も高くなる。A級であれば、安くなる。売り上げも当然それで多少変動はいたしますので、これはレースによって損益分岐点が変わってくると。大ざっぱに言って、先ほど課長申したとおりでございます。

16年度以降でございますが、わかりやすく申せば、一宮市の競輪だけをとらえれば、損益、通常レースでは赤字が出まして、記念競輪というのは年1回あるわけですね。こういうもので取り戻そうとします。大体総合で何とかプラス・マイナス・ゼロに持っていきたくと。あと、なぜ利益が出るかと言えば、他町の場外発売を一宮市の競輪場でやるわけですね。これにつきましては、先ほど申しました組合から以前、尾張7市3町の競輪組合等同様の売り上げに対して一定率の競輪場使用料と申しますか、こういう利益が入ってくるわけですね。こういうもので現状利益が出ていると。16年度以降についてはやはり非常に厳しい状況には間違いございません。

そういう中で経費の削減。実は、ことしの2月からまた再度従事員の賃金の削減もし

ておりますし、職員の減も図っていつている。そういう経費を削減いたしまして、何とか悪くとも収支とんとんぐらい。あとは場外を受けて、それで利益を出していかなければいけないという、今のところ基本的な考え方としてはそんな方向でいつて、何とかまだ曲がりなりにともトータルとしては利益が出てくるような体制に持つていつく、そのためにも努力しているところでございつます。

以上でございつます。

○井浪 清委員長

ご苦労さん。

佐野委員、どうぞ。

○佐野 豪男委員

いろいろ質問してありますが、結局のところ、いろいろ努力しても赤字になってしまつうと。こういうことになると、そう赤字、赤字で持つていつくことはできないつと。以前に当局の方にお尋ねしましたところ、なかなか競輪組合とのお約束で簡単にはやめられないつと、こんなようなことも聞いてありますが、いわゆる赤字を持つていつけないつということになれば、いずれかはやめなければならないつときもないつとは言えないつと。そういうための清算するときの準備金というのですか、積立金というのですか、そういうものを用意してみえるかということも聞いておきたいし。

もう一つは、去年の前にはありましたオールスターのときに、たしか観覧席を大改装されましたが、あのときのいわゆる改装費はもう全部決済は済んでいるのか、それともまだ後から儲けた金で返していけばいいのか、その辺の借金ですか、バランスシート的なところはどんなふうになっているか、そこら辺も教えてください。

○山口 善司幹事長

まず、先ほど出ましたバックスタンドでございつますね。これはたしか平成8、9年だったと思いますが、このあたりで改築をしたと記憶いたしてあります。それで、競輪、現状においては原則こういう施設改善については借金はできないつということ、この年見ていただきますと、5ページを見ていただきますと、例えば平成6年度、7年度、このあたりは利益としては、ここにありますように、大体15億円前後出てきたわけですね。8、9年がかなり減つておりますのは、これはその利益をバックスタンドの改築に投資したということ、あそこ自体においては借金というのは残つておりません。施設改善した場合、これはすべて競輪の利益の中でやっているということでございつます。ただ、ご承知のように、最近は売り上げ、非常に利益も低迷いたしてありますので、大きな改善というのはなかなか難しいかなということでございつます。

もう一点、これは先ほど出ましたが、競輪のあり方と申しますか、これは実は一宮市の議会でもたびたびご質問いただいつているところでございつまして、やはり他場、全国的に見ましても一部撤退をしてみえます。それから、先ほど出ました組合ですね、7市3町、これも赤字になってきたから、赤字になって税の投入を毎年続けるわけにはないつと、こういう公営企業といいつますか、本来収益を上げるのが目的です。その中で撤退

をされたと。

一宮市においても、やはりこれは、現状は私どもはいろいろなことを工夫して利益が出るように努力をしていくのは当然でございます。結果としてと申しますか、赤字がある程度続いて本当に税を投入しなければならないかどうか、このあたりがやはり一つのターニングポイントと申しますか、これはそういう事態になれば、何らかの手を打つ、あるいは最悪、今申したようなことも視野に入れなければならないと。これはあくまでも今の想定ということで、現在、そういうことにならないように、いろいろな手を打って、経費削減等に努めているというところでございます。

○井浪 清委員長

佐野委員、どうぞ。

○佐野 豪男委員

今、助役さんから返事いただきまして、そのとおり、赤字にならないように、ひとついろいろ知恵絞っていただきまして、しっかり儲けていただきまして、繰出金が多くなるようによろしくお願いします。

質問を終わります。

○井浪 清委員長

ほかにご質問等ございませんか。

五藤委員。

○五藤 和吾委員

14年度の決算を見させていただきまして、本当にこう見ておると、確かに積立金とか繰出金ということで計上してあるわけですが、実質的には繰越金と繰入金、繰入金というのは基金だと思うのですが、それを使って今の収支黒字を出しているというようなことで、実質的には私は大きな赤字だと思うのですね。だから、今、佐野委員さん申されたように、本当に抜本的にこれ考えていかんと、税金の無駄遣いとか、市民に将来的に負担が大きくなっていくということですから、本当にこれ真剣に考えてもらわないかんと私は思うわけですね。

それから、もう一つ、ほかの競輪場はどんな収支になっているのか。一宮市は確かにこういう厳しい状況の中でこういう形になっているわけですが、ほかの開催している競輪場、こういうようなところはどんなふうになっているか。参考に聞かせていただきたい。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○青山 聖次収益事業分科会長

先ほどのご質問でございますけれども、中部8場の競輪場でございますが、大体名古屋、岐阜、一宮、大垣、この4場に関しましては現在のところ赤字ではございません。とんとんでやっております。ただ、豊橋さんは、皆さんもご存じかと思うのですがけれども、豊橋競輪場に関しましては少し赤字が出たというような新聞記事等も見ておりまし

て承知しておりますが、そのほか富山競輪場、これも中部8場の中に入っているのですが、富山も黒字決算でやっています。四日市もそうですね。それから、松阪市もそうございまして、中部の中では豊橋だけが少し赤字が出ているといった状況でございます。

以上でございます。

○井浪 清委員長

五藤委員。

○五藤 和吾委員

今お聞きしたのですけれども、やはりそういういい成績を上げておるところもあるので、そういうところのものを、勉強してもらって、そして一宮市にも反映させるというようなことが必要ではないかなと思います。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井浪 清委員長

ほかにご意見等もないようでございますので、お持ち帰りの上、次回までにお考えをおまとめいただきたいと思っております。

続いて、次第3、その他に入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局、どうぞ。

○森 輝義事務局長

それでは、次第の最終4ページ、資料4をご覧くださいと存じます。

次回「第6回 経済環境小委員会」は2月16日月曜日午後2時から、いつもの場所でございます木曾川町役場3階の大委員会室で開催を予定しております。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

○井浪 清委員長

本日本日予定しておりました議題は、以上であります。

熱心なご討議ありがとうございました。

以上で、小委員会を終了させていただきます。

大変ご苦勞様でした。

午前10時50分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年2月5日

会議録署名委員 井 浪 清 (自署)